

## 平成19年度における医療費適正化対策の推進

(一部18年度補正予算対応を含む)

保険局総務課医療費適正化対策推進室

### 国庫補助

#### 1. 保健師及び管理栄養士に対する特定保健指導のプログラム研修に必要な経費（新規）

(概要)

40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した健診及び特定保健指導の実施が平成20年度より医療保険者に義務づけられる。これに伴い、医療保険者における特定保健指導の実施に携わる保健師及び管理栄養士の養成を行うため、各都道府県の保険者協議会において、実践的な特定保健指導のプログラムを習得させる研修を行うものである。【1/2補助】

(H19年度予算額(案))【国保連合会(保険者協議会)】 0.5億円

#### 2. 医療保険者の特定健診・保健指導実施計画策定に関する支援・助言に必要な経費

(新規)

(概要)

平成20年度より、各医療保険者に「特定健康診査等実施計画」の策定が義務づけられる。これに伴い、各都道府県の保険者協議会において、この計画に関する専門知識を有する保健師等を雇用し、計画策定の支援・助言を行うものである。【1/2補助】

(H19年度予算額(案))【国保連合会(保険者協議会)】 0.4億円

#### 3. 特定健診・保健指導のデータ管理システムの開発に必要な経費（新規）

(概要)

平成20年度より、各医療保険者に特定健診・特定保健指導に関する記録の保存が義務づけられる。国保に関しては、各都道府県の国保連が、国保からの委任を受けて健診等のデータを電子的に管理する場合におけるコンピューター処理システムの導入に必要な経費を補助する。健保組合に対しても、システム導入に必要な経費を補助する。【定額補助】

(H18年度補正予算額(案))【国保中央会・国保連合会】 35.5億円

(H19年度予算額(案)) 【健保組合】 23.2億円

# 平成19年度における医療費適正化対策の推進

## 地方財政措置

### 1. 療養病床の再編成に向けた支援措置事業（新規）【老健局】

(概要)

- ① 療養病床の再編成に伴う受け皿づくりや高齢者の住まいの在り方などを含めた地域ケア体制の計画的な整備を推進するため、各都道府県が策定する「地域ケア整備構想」に対する支援措置
- ② 療養病床の円滑な転換を推進するために必要な研修会等の開催に対する支援措置

8. 1億円

### 2. 特定健康診査・特定保健指導を実施する事業者等の情報収集事業（新規）【健康局】

(概要)

- ① 適切なアウトソーシング先を確保するために実施する、健診・保健指導実施事業者に係る情報収集に対する支援措置
- ② 保健師・管理栄養士の資格を有しながら、特段の職に就いていない者であって、保健指導等の業務に関心の高い者を掘り起こすための調査事業に対する支援措置
- ③ インターネット等による①、②に係る情報提供に対する支援措置

3. 1億円

### 3. 医療費の現状分析・適正化対策の行財政等への効果分析事業（新規）【保険局】

(概要)

医療圏又は市町村ごとの医療費の要因分析及び将来見通しの推計や医療提供・利用状況分析を行うとともに、病床の再編成等の医療費適正化対策を行った場合に都道府県行財政等にもたらす効果を数量化する事業に対する支援措置

9. 4億円

### 4. 医療費適正化計画作成に向けた支援措置事業（新規）【保険局】

(概要)

各都道府県における「医療費適正化計画」の策定に対する支援措置

6. 8億円

### 5. 医療機能に関する情報提供事業（新規）【医政局】

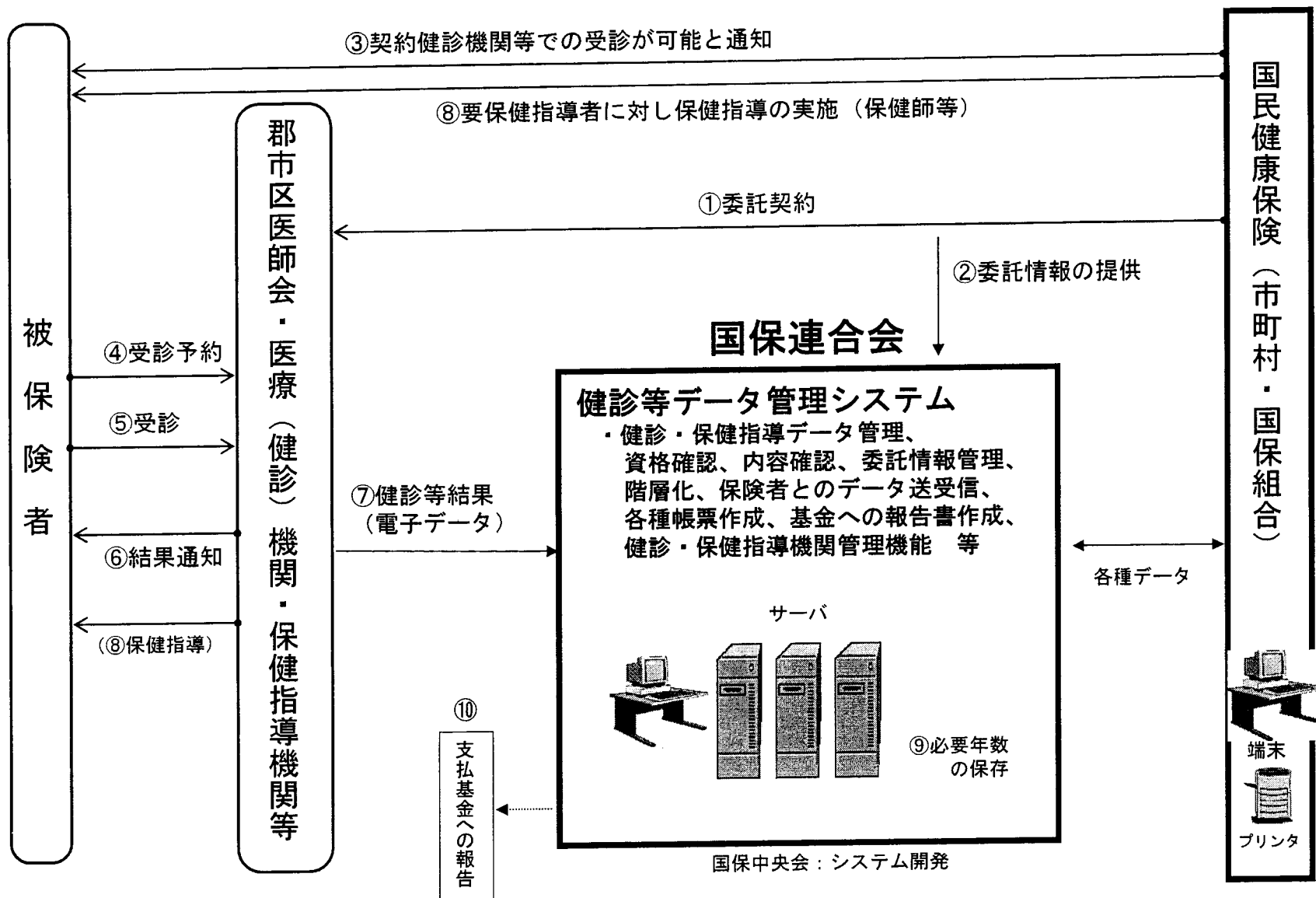
(概要)

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みの創設に対する支援措置

26. 7億円

# 特定健診・保健指導データ管理システム概念図（案）（参考）

## <国民健康保険における健診等の流れ図（案）>



健診等の現状把握について

厚生労働省保険局総務課  
医療費適正化対策推進室

本年8月30日に開催された「第1回 保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」において、資料4として「特定健診・特定保健指導に関する保険者における平成20年度に向けた主な作業（案）」を提示し、この中で、平成18年度中に実施しておくことが望ましい保険者の作業として、以下のとおりお示ししていたところであるが、第3回目の上記検討会（12月15日開催）において、被扶養者に対する健診や保健指導の集合的な契約形態が明らかになったこと等を踏まえ、平成18年度中の保険者の作業について改めて下記のとおり考え方をお示しする。

記

＜平成18年度中の保険者の作業＞

	8月30日に示した項目	変更等	項目の趣旨
1	40歳以上74歳以下の加入者の年齢構成（市町村国保においては75歳以上も）	変更なし。 （具体的には、5歳刻み、男女別。 被用者保険にあっては、被保険者本人と被扶養者の数を分けて把握しておく。）	保健指導の対象者数を推計し、費用見込み等を算出するために用いる。
2	加入者の居住地（被扶養者は不明でも可）	①集合的な契約形態による健診を基本として提供する場合 ○原則として、市町村ごとに居住する加入者数を把握しておく。ただし、被扶養者については不要（*）。 ②被扶養者について個別契約形態による健診も提供する場合 ○原則として、市町村ごとに居住する加入者数を把握しておく。被扶養者についても個別の健診委託契約の締結に必要な範囲で把握する。 ※市町村国保の場合は、住基による把握が行われているので、ことさらの作業は不要	どの地域（市町村）で何人程度に対応できる受診体制を整える必要があるのかを検討する際に用いる。

	8月30日に示した項目	変更等	項目の趣旨
3	健診の過去の受診状況(受診者数、受診場所)	<p>健診の過去の受診状況(ただし、可能な範囲で)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診率(受診者数/受診対象者数)</li> <li>・実施方法</li> <li>・受診場所、等</li> </ul> <p>※目標とする受診率の起点を定めるために、現状の受診者数等がわかった方が望ましいが、現状がわからなくても目標設定は可能なので、把握が難しい場合は不明でも可</p>	健診の受診率(特に各年度の受診率)の目標を設定する際に用いる。
4	今後の受診場所の希望	<p>基本的に不要(集合的な契約形態を活用する場合は、基本的に全国をカバーするので、そもそも不要。そうでない場合も居住地がわかれば不要であるため)。</p> <p>ただし、被用者保険において、集合的な契約形態を活用せずに個別契約形態や直営形態のみで被扶養者への健診を提供する場合で、被扶養者の希望する受診場所とのズレはない、という確信が持てない時は、アンケート等により被扶養者の希望を把握する。</p>	どの地域(市町村)で何人程度に対応できる受診体制を整える必要があるのかを検討する際に用いる。

\*被扶養者の住所は、平成18年度の作業としては不要であるが、特定健診の案内や受診券の送付の際に用いることを予定している保険者においては、極力把握するよう努める必要がある。

以上